

最新判決情報


2023 年

[8 月裁判所 HP 公開分]




●GUZZILLA 事件

知財高裁 令和 5 年 7 月 19 日		
令和 4(行ケ)10035 審決取消請求事件		
当事者	原告: (株)タグチ工業 被告: 東宝(株)	判決要旨: 本件商標の指定商品と被告の業務にかかる商品等との関連性の程度は非常に高いとはいえないが、両商標は称呼、外観において相紛らわしい点を含むため類似性の程度は高く、引用商標は周知著名で独創性の程度も高いこと、さらに被告の業務の多角化、需要者・取引者の共通性を考慮すると、本件商標がその指定商品について使用されると、当該商品が被告又は被告との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあるものが含まれるというべき、として混同を生ずるおそれ(広義の混同)があるとされた。
対象商標	本件商標 GUZZILLA 第 7 類「パワーショベル用の破砕機」等 引用商標 GODZILLA	
結論	混同(商標法 4 条 1 項 15 号)	コメント: 被告の引用商標が怪獣映画の「ゴジラ」であり、これに基づき専門的な機械器具の分野においても、混同のおそれのあることが認められた。なお、同じ当事者の同じような結論の事件に、令和 4(ネ)10063 がある。

●靴ステッチ位置商標事件

知財高裁 令和 5 年 8 月 10 日		
令和 5(行ケ)10003 審決取消請求事件		
当事者	原告: I7・ウェア インターナショナル リミテッド 被告: 特許庁長官	判決要旨: 本願商標は指定商品である革靴及びブーツの形状として、普通に用いられる形状その他の特徴のみからなる標章であるというべきで、少なくとも黄又は黄系色の靴製品を一般的な製造方法であるグッドイヤーウェルト製法により製造する者であれば、何人も使用を欲するものであって、かつ一般的に使用される標章というべきとして、識別力を欠くと判断された(商標法 3 条 1 項 3 号)。 その上で、使用を通じた識別力の獲得(3 条 2 項の適用)については、アンケート結果などから、少なくとも黒い革靴に用いる場合には、本願商標は相当程度の認知度を得ているといえることができるとしても、それ以外の色の革靴及びブーツに用いられる場合の本願商標の認知度が高いと認めるに足る証拠はないというほかない、として認められなかった。
対象商標	本願商標 	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号)	コメント: 黄色のステッチに対する靴の色が認知度の認定を左右している。

●ペットコーティング事件

東京地裁 令和 5 年 4 月 27 日		
令和 2(ワ)14155 損害賠償請求事件		
当事者	原告:株式会社エコテック 被告:株式会社サービング	判決要旨: まず、本件商標と被告各標章との類似性と、被告行為による本件商標権の侵害(商標法 37 条 1 項)が認められた。 その上で、住居内の床のコーティング工事という役務の性質に鑑みると、需要者は現に提供される施工の内容等を本件商標・被告各標章と同等かそれ以上に重視すると考えるのが相当とされ、被告各標章がこれをその広告等に使用したことにより被告の売上に寄与した程度はかなり限定的なものとして、損害額の推定(38 条 2 項)の覆滅割合は 95%とされた。
対象商標	<p>本件商標</p> <p>PETCOATING ペットコーティング</p> <p>第 37 類「住宅及び商用施設の床のコーティング工事」等</p> <p>被告標章</p> <p>1. ペットコーティング (標準文字)</p> <p>2. </p> <p>3. </p> <p>4. </p>	<p>コメント:</p> <p>本件商標は記述的商標であるなどの被告による主張は、「ペット」と「コーティング」のそれぞれが普通名称等に当たるとしても、これらを結合させた「ペットコーティング」の標章が本件商標の指定役務との関係で、普通名称、慣用商標ないし記述的商標に当たることを認めるに足りる証拠はないとして退けられた。</p>
結論	侵害(商標法 38 条 2 項等)	